

綾瀬市職業技術訓練事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年建築技能者等の育成を図ることを目的として、職業訓練校が行う事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、湘北建築高等職業訓練校（以下「訓練校」という。）が行う事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、実技材木、教科書、製図用具、大工道具等教材に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の10分の1以内で市長が定める額とし、1,000円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受ける場合は、規則第4条に規定する申請書（第1号様式、第2号様式）のほか、当該年度における事業計画書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第7条 補助金を請求しようとするときは、規則第11条に規定する請求書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた訓練校が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき

(3) その他、不正行為があったとき

(実績報告書の提出)

第9条 第7条に掲げる正当な請求により、補助金の交付を受けた訓練校は、規則第12条に規定する実績報告書(第6号様式)を、当該年度の最終日から起算して1箇月以内に市長まで提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、職業技術訓練事業補助金について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条により交付決定された湘北建築高等職業訓練校補助金については、なお従前の例による。